

本基本方針には、次に掲げる事項について示すものとします。

- I 「いじめ防止対策推進法」により学校において講ずべきとされる措置の実施方針
- II 本校のいじめに関する状況を踏まえて講ずべき措置の内容及び実施方針
- III その他本校におけるいじめ対策に関する事項

## I 「いじめ防止対策推進法」により学校において講ずべきとされる措置の実施方針

学校の責務は、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むことにあります。児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ組織的にこれに対処します。また、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち取り組みます。いじめの防止等のための基本的な方針を、以下のように定め、取り組みます。

### 1 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う

全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、特に下記の活動を重視して取り組みます。

- 地域に目を向ける「ふるさと学習」活動
- 事業所等への見学体験活動や福祉施設との交流活動
- キャリア教育の充実
- 行事を生かした活動
- 交流活動の充実（グループホームこだま、高丘保育園、居住地校交流、異学年交流）

### 2 いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため人権教育を充実させる

あいさつ運動や縦割り清掃等、集団づくりにつながる児童が自主的に行うものに対する支援をします。また、部落差別をはじめあらゆる差別の解消のため、人権の尊さ、人権尊重の精神を養い、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための人権教育を行っていきます。

教職員は、いじめの防止等のための対策に関する校内外研修の実施を計画的に行います。また、関係機関と連携してインターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童や保護者などに必要な情報提供を行います。

- 学校人権教育旬間（年2回）の設定
- インターネット・携帯電話に係るメディアリテラシー講座の実施（1～6学年で毎年実施）
- 対等でない人間関係（いじめの芽）に気付くための、職員会議等での生徒指導や教育相談に係る情報交換の時間の確保

### 3 いじめの早期発見に取り組む

いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を実施します。相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童の教育を受ける権利等が擁護されるよう配慮します。

- 生活記録への記入内容からの読み取り
- 日常的に意識して子どもとの対話する
- 毎月末、学校生活アンケートの定期的な実施
- 参観日の学級懇談会での情報交換
- 生活アンケートで気になる児童と相談の実施（必要に応じて随時実施）
- Q-U検査の活用

#### 4 いじめへの措置を関係者と共通理解する

(1) いじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行います。その結果を中野市教育委員会に通報します。

いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するよう対応します。いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及び、いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行います。

(2) いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な対応をします。

また、いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で異なる理解が起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための配慮をします。

(3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処します。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあったり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあったりする場合は、重大事態ととらえ必要な組織を設け、質問票の使用等の方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うとともに、その組織の指示に基づき対応を進めます。

重大事態が発生した旨を、中野市教育委員会（中野市長）に報告します。

#### 5 いじめ防止及び対応の組織を設置する

複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を、以下のように設置します。尚、初動対応はいじめ・不登校対策委員会校内組織が行います。

○高丘小学校いじめ・不登校防止等対策委員会

（全体組織）校内組織メンバー、PTA 三役

（校内組織）学校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、SC キーパーソン、養護教諭、担任及び関係職員

（校内拡大）スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他

○中野市いじめ防止対策委員会

弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家

## II 本校のいじめに関する状況を踏まえて講ずべき措置の内容及び実施方針

他との人間関係をつくる力、自分の立場を明らかにしての発言・会話の定着は、どの児童にも更なる向上を求めたいところですが、その前提には、児童が安心して生活できる環境の保障があり、また規律ある学校生活と学習生活を築くことが必要となります。

日常の児童同士の会話や触れ合う行動の中に、対等でない関係ととれる状況を見ることができます。学習や運動における達成具合の違いから生まれる「優劣」の意識や、発達段階特有の不安から生まれる「固定的な仲間意識」などによって、集団の中で自分の安定を図ろうとするときの言動が代表的なものです。

例えば、言葉遣いにおいて、他の者には言わないけれど特定の者には言う（指示口調、繰り返し、押しつけ等）という状況に気付くことができます。これは能力の違いを反映する場合に見られやすいです。また、じゃれ合いのような群れになっての身体的な触れあいにおいて、やり返せない様子や大人が指導するであろう事柄で順番としていつも先にやる様子などがあり、笑う者と笑われる者が生まれることもあります。これは関係に上下がある場合に起こりやすいです。

Iにおいて、児童が学習することや教職員の研修など、実施内容の概略を示したので、ここでは教職員の心構えや保護者との共通理解を図る内容について示します。

### 1 対等でない人間関係を見抜く感性

- 児童が入室する前又は下校後に教室を整頓することを継続します。  
掲示物や私物、机の並び方などに通常と違うものを早く察知できます。
- 給食準備や清掃のように、やりたくないという思いが現れやすい場面をよく見るようにします。  
「対等でない関係」を感じ取ることができます。
- 下駄箱や個人ロッカーを常に整頓するように指導します。  
手紙や中傷物が目に見えるときがあります。
- 清潔、整頓の観点からの生活づくりを保護者と協力して進めます。
- 保護者がインターネット上での通信内容に気を配るように情報提供などを行います。  
表面化しない「対等でない意識」が、書き込みに出るときがあります。

### 2 教育相談窓口

- 養護教諭が相談窓口であることを、全校児童・保護者に知らせます。スクールカウンセラーも具体的な相談を行います。

### 3 その他

- 緊急の避難場所、気持ちを落ち着ける場所として随時各教室等を活用・対応します。

## III その他本校におけるいじめ対策に関する事項

### 1 集団不適應に関する本校ガイドライン〈資料1〉との併用

不適應行動といじめとの関係を意識して、児童の安心への配慮をします。

### 2 小中連携事業による校種間のスムーズな接続

中学校の連携担当職員の小学校訪問や三校の合同研修会などを通して情報交換を行うことで、中1ギャップや新入生の不安解消に関する対応を行います。

### 3 児童会活動への支援

児童会企画の仲間づくりや人権に関するもの、あいさつなどの日常活動を教職員が支援します。

#### <資料1>

##### 高丘小学校 不応対に対するガイドライン

#### 1 全校職員が児童の状態、居場所を把握し、共有のために

- 毎朝の出席状況、健康観察を担当が教室で確認し、健康観察板、職員室黒板に記入。
- 1時間目前に確実な出欠確認を保護者に行う。健康観察板の記入提出。
- 必要に応じて職員による校内巡視。

#### 2 欠席の常態化の前に

○欠席が2日連続の場合は担任から電話連絡。3日連続で家庭訪問もしくは保護者と会って直接話す機会をとる。(理由を問わない)

○欠席累計10日を越えた時点で担任、学年及び教育相談係で相談。必要に応じて支援を考える。

○週休日を除く7日間連続した欠席者があった場合、速やかに市教委に報告する。

#### 3 児童が安心して登校できる居場所を明確に

○心身の不調が認められる場合は保健室へ。休養は1時間が原則。

→養護教諭は担任、専科担任への連絡

○保健室利用が数時間にわたるときは担任、教頭に相談し、帰宅させるなど対応を決める。

→養護教諭は、児童からの聞き取りでいじめ・不応対の兆候をつかんだ場合、担任、教頭に伝える。

○担任は児童の様子を保護者へ、その日のうちに連絡する。

○校内のいじめ・不登校等対策委員会で情報を共有し、対応の方向を決め、様子を見る。必要に応じて保護者との支援会議等を行う。

○適切な居場所については、保護者、本人の願いも聞き入れながら支援会議を行い判断していく。

#### 4 家庭への支援、担任の負担軽減のために

○保護者との連絡窓口は原則担任とする。(家庭状況によって、教頭が窓口になることもある。)

校内のいじめ・不登校等対策委員会の職員で対応を分担する。

○家庭環境の調整が必要な場合は、医療機関、教育委員会、子ども相談室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、関係機関と連絡をとり連携する。外部機関との窓口は教頭が行う。

#### <資料2>

「いじめ防止対策推進法」条文 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm))

#### <資料3>

「いじめ防止等のための基本的な方針」(長野県、長野県教育委員会)

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/ijimehousin.pdf#search=%27%E9%95%B7%E9%87%8E%E7%9C%8C%E3%81%84%E3%81%98%E3%82%81%E9%98%B2%E6%AD%A2%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E6%96%B9%E9%87%9D%27>)

(平成29年9月1日作成)

(令和3年4月30日見直し)